

令和4年度「大阪府立東高等学校 いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（文部科学省 いじめの防止のための基本的な方針より）

2. 本校の基本方針のポイント

本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、「知・徳・体すべての面をしっかりと鍛えて伸ばし、将来に渡り追い求める目標を見つけさせ、違いを認めながら支えあう集団」を育てるために「大阪府立東高等学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決をめざす本校の基本方針のポイントとして、次の6点をあげる。

- (1) いじめを絶対許さない学校の雰囲気づくりに関する取組
- (2) いじめの未然防止についての取組
- (3) いじめの早期発見についての取組
- (4) いじめの早期解決についての取組
- (5) いじめ問題に取り組むための校内組織
- (6) 重大事案への対処

3. いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組

- (1) 人権教育の充実
 - ・ 教職員、保護者および生徒対象の人権教育講演会、人権教育研修会等を実施し、人権意識の啓発に努める。
- (2) 特別活動の充実
 - ・ 学校行事、生徒会活動、ホームルーム活動、部活動等を通して、相互理解に努める。

4. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こり得る、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

- (1) 授業改善、指導力向上について
 - ・ 適切なレベルと進度で授業を行い、教え方を工夫するなど、生徒をひきつける授業を行う。
 - ・ 生徒の学力を適宜把握するとともに、基礎学力の定着を図る。
 - ・ 校内の相互授業見学や保護者向けの公開授業（授業参観）を実施する。
- (2) 自己有用感を高めるために
 - ・ 体育大会、文化祭等の学校行事への積極的な参加を促す。
 - ・ 全学年において進路希望調査を行い、進路別説明会等を実施する。
 - ・ 発表会やコンクールに積極的に参加し、他校との交流の機会を設ける。
- (3) いじめを許さない、見逃さない雰囲気の醸成
 - ・ 鋭い人権感覚や豊かな感性を磨くため、人権講演会や研修会、芸術鑑賞等を実施する。
 - ・ ホームルーム活動等を活用し、クラス間交流や学年間交流等を行い、担任・生徒間の相互理解を図る。

5. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候を見逃さず、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- (1) 生徒観察の充実と情報の共有化
 - ・ 担任は生徒の状況を把握し、必要に応じて面談を行う。
 - ・ 教科担当者、部活動顧問は、生徒の状況を把握し、担任との連携を密に行う。
 - ・ 教科担当者会議において情報の共有および意見交換を行う。
- (2) アンケート調査の活用
 - ・ 「安全で安心な学校を過ごすために」アンケートを年2回（7月・11月）実施
 - ・ 「いじめ」アンケートを年1回（7月）実施
 - ・ 「授業」アンケートを年2回（6月・11月）実施
- (3) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用
 - ・ スクールカウンセラーによるカウンセリングを積極的に活用する。
 - ・ スクールソーシャルワーカーによる外部との連携を積極的に活用する。

(4) いじめ相談窓口の周知

- ・ 大阪市こども相談センター
月曜日～金曜日（祝日は除く） 9時～19時
こども専用 : 06-4301-3140
保護者専用 : 06-4301-3141
- ・ 大阪市こども相談センター
月曜日～金曜日（祝日は除く） 9時～17時30分
予約制面談 : 06-4301-3181
- ・ 24時間子供SOSダイヤル 年中無休
全国共通 : 0120-0-78310
(なやみいおう)
- ・ 大阪法務局 月曜日～金曜日（祝日は除く） 8時30分～17時15分
子供の人権110番 : 0120-007-110
- ・ 大阪弁護士会 水曜日（祝日は除く） 15時～17時
第2木曜日（祝日は除く） 18時～20時
子供の人権110番! : 06-6364-6251
- ・ 子ども情報研究センター 月曜日～土曜日（祝日は除く） 16時～21時
チャイルドライン : 0120-99-7777
- ・ 子ども家庭相談室 電話相談
月曜日、火曜日、木曜日（祝日は除く） 10時～20時
06-4394-8754
- ・ すこやか教育相談（さわやかホットライン）
月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く） 午前9時30分～17時30分
06-6607-7362
- ・ すこやか教育相談24（24時間対応）
0120-0-78310

6. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- (1) いじめ事案を委員会（管理職等）へ報告する体制
- (2) 全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制（情報の共有化・教職員の連携等）
- (3) 被害生徒の保護、加害生徒への指導
- (4) 関係諸機関との連携
- (5) 家庭（保護者）・地域との連携
- (6) ネット上のいじめに対しての『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』の活用

7. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

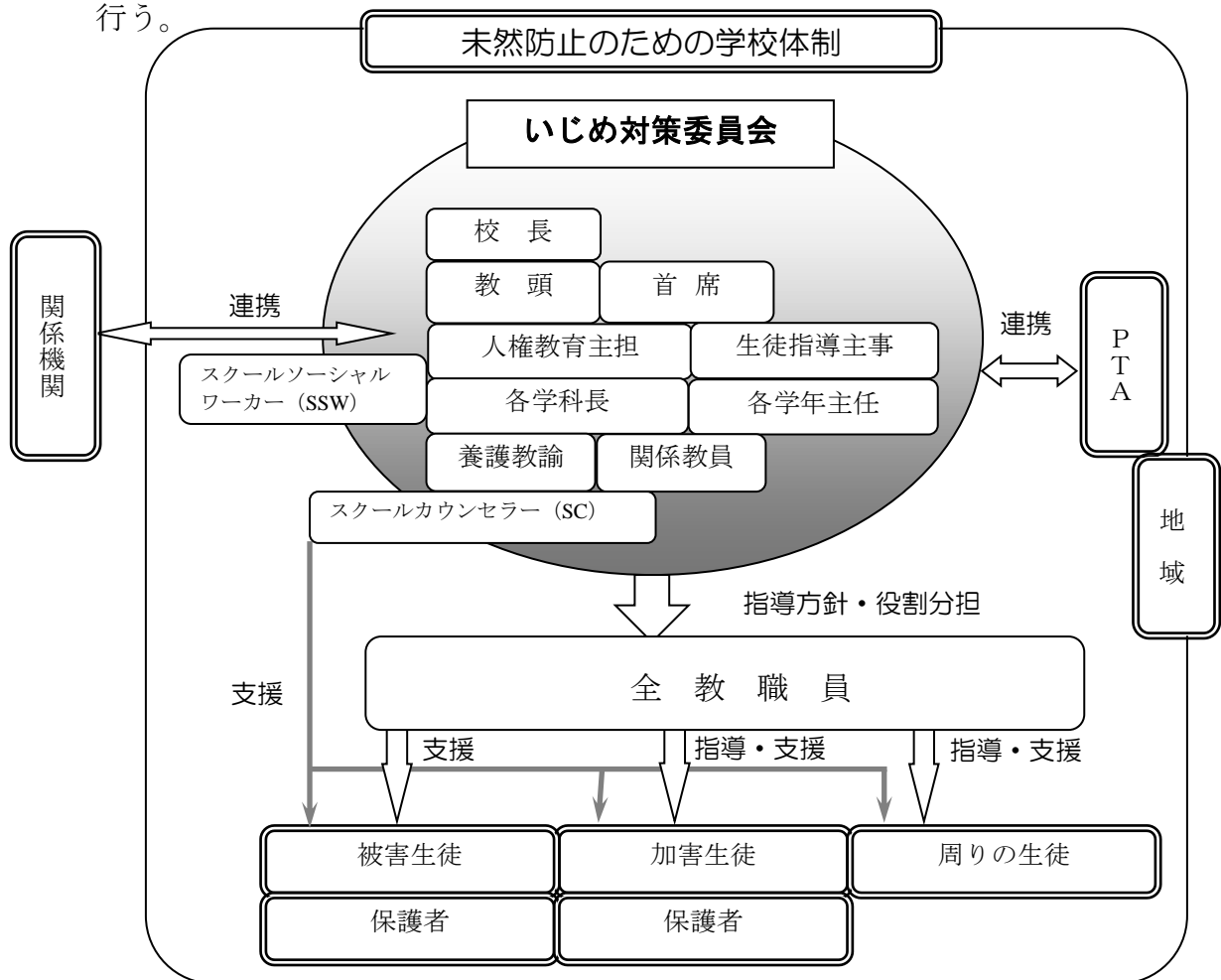
「いじめ対策委員会」

<構成>

管理職・首席・人権教育主担・生徒指導主事・普通科長・英語科科长・理数科長
各学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）
（必要に応じて当該担任・部活動顧問等）

<役割>

- ・ 学校教育基本方針に基づく具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。
- ・ いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・ いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への事情の聞き取り、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。



(2) 保護者や地域、関連機関との連携

- ・ ホームページ等を積極的に活用し、いじめ防止に関する啓発を行う。
- ・ 学校協議会へいじめ防止の理念、取組等を提案し、協力体制の構築を行う。

(3) 取組内容の検証

- ・ 「いじめ対策委員会」を定期的で開催し、いじめ未然防止の推進、再発防止に向けて改善を図る。
- ・ 「学校経営計画」にいじめ防止対策を反映させ、PDCA サイクルを活用しつつ、自己評価を行う。

8. 重大事案への対処

「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間学校を欠席することを余議なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

- ・ 学校の対応（隠蔽しない、誠意ある対応、窓口の一本化）
- ・ 調査組織の設置や事実関係の明確化
- ・ 被害生徒およびその保護者への適切な情報提供
- ・ 教育委員会への報告

9. 年間計画

東高等学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 高校生活支援カード、気づき等による生徒状況の把握 校外学習（新学級における生徒の様子を確認）	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 校外学習（新学級における生徒の様子を確認）	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 校外学習（新学級における生徒の様子を確認）	第1回 いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 担任会・各部会・人権教育推進委員会・支援委員会等 PTA 総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
5月	いじめについて考える日 人権教育講演会	いじめについて考える日 人権教育講演会	いじめについて考える日 人権教育講演会	教職員間による相互授業見学実施（生徒が主体的に学ぶ授業の推進）
6月	体育大会（自主的な集団行動における生徒の様子を把握）	体育大会（自主的な集団行動における生徒の様子を把握）	体育大会（自主的な集団行動における生徒の様子を把握）	
7月	理数科野外実習（集団生活における生徒の様子を把握） 保護者懇談（家庭での様子把握）	保護者懇談（家庭での様子把握）	保護者懇談（家庭での様子把握）	「安全で安心な学校を過ごすために」「いじめ」「授業」に関するアンケート実施 1学期のいじめ状況調査・集約
8月	英語科英語実習 普通科宿泊体験学習（集団生活における生徒の様子を把握）		進路相談（人権意識の向上）	第2回いじめ対策委員会（進捗確認）
9月	文化祭（学校行事における生徒の様子を確認）	文化祭（学校行事における生徒の様子を確認）	文化祭（学校行事における生徒の様子を確認）	教職員人権研修
10月		理数科先端科学研修 普通科修学旅行（宿泊を伴う集団行動における生徒の様子を確認）		
11月	人権教育講演会（人権意識を高める）	人権教育講演会（人権意識を高める）	人権教育講演会（人権意識を高める）	教職員間による相互授業見学実施（生徒が主体的に学ぶ授業の推進） 「安全で安心な学校を過ごすために」「授業」に関するアンケート実施
12月	個人・保護者懇談	個人・保護者懇談	個人・保護者懇談	教職員・PTA 人権教育研修会 学校教育診断アンケート
1月				第3回いじめ対策委員会（年間の取組みの検証）
2月				
3月				

※ いじめ発見の際の流れ

